

地域包括支援センター支援システムサービス利用契約事業者募集要領

1 目的

地域支援事業及び介護予防給付事業の実施にあたり、その業務を行う地域包括支援センターが、利用者の情報を適切に管理し、地域支援事業及び予防給付の請求処理を行うために必要なシステムを導入するもの。

2 契約概要

- (1) 契約名 地域包括支援センター支援システムサービス利用契約
- (2) 利用場所 川口市役所第一本庁舎
川口市地域包括支援センター（20拠点）
- (3) 契約期間 令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
- (4) 契約内容 別紙 地域包括支援センター支援システム仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額

見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

- (1) 5年間の合計：46,662,000円
- (2) 月額：777,700円
- (3) 令和3年度：6,221,600円（月額×8ヶ月）
- (4) 令和4年度～令和7年度：各9,332,400円（月額×12ヶ月）
- (5) 令和8年度：3,110,800円（月額×4ヶ月）

5 スケジュール

- (1) 公募開始
- (2) 参加申込の受付締切日
- (3) 参加資格の確認結果通知
- (4) 質問締切日
- (5) 質問回答日
- (6) ヒアリング【プロポーザル】
- (7) 選定結果通知日

※本募集にあたり、事前の説明会は実施しない。

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和3・4年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

| |
|---------------------------------------|
| ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 |
| ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者 |
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) その他業務上必要な条件等
 - ・過去2年間において、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込について

- | | | |
|---|------|--|
| ア | 書類配布 | 令和3年3月3日(水)~令和3年3月16日(火) 市ホームページに掲載 |
| イ | 受付期間 | 令和3年3月5日(金)9時~令和3年3月16日(火)17時 (時間厳守、郵送の場合必着) 期間外の提出は受け付けません。 |
| ウ | 提出方法 | 持参又は郵送 |
| エ | 提出書類 | ①参加申込書 (1部) |

②提案書資料 (1部)

プレゼン用資料 (6部) ※事業者が特定できない仕様とする

③見積書 (1部)

※①・③については市の書式、②については任意の書式で作成すること。

オ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市福祉部長寿支援課地域ケア係

9 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和3年3月22日(月)までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

10 質問回答

- (1) 質問方法 担当課メールアドレスへメールで質問書を送付
電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 質問書送付先 メールアドレス <083.02000@city.kawaguchi.saitama.jp>
- (3) 質問受付期間 令和3年3月3日(水)～令和3年3月15日(月)
- (4) 質問回答期間 令和3年3月3日(水)～令和3年3月16日(火)
- (5) 回答方法 川口市ホームページに随時掲載

11 ヒアリング (プレゼンテーション)

- (1) 日時 令和3年3月26日(金) (時間は別途通知)
- (2) 場所 川口市役所 第一本庁舎 5階 503・504会議室
- (3) 出席者 4人以内
- (4) その他
 - ・プレゼンテーションに関する詳細は応募書類を受付後、「参加資格の確認通知」にて連絡をする。
 - ・プレゼンテーションの時間は説明45分、質疑応答15分の計60分とする。
 - ・プレゼンテーション開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。
 - ・パソコンやプロジェクタなどを使用する場合は応募時に申し出ること。

12 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書、ヒアリング等の選定により行います。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉

を行います。

- (3) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者

イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者

ウ ヒアリングに参加しなかった者

エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.3 選定結果の通知

選定結果は、ヒアリングに参加した者全者に通知します。

1.4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1.6 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、契約内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1.7 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約

相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。

- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。
- (5) 本件に係る契約は、令和3年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とします。

18 問合せ先

川口市福祉部長寿支援課地域ケア係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-271-9745

FAX 048-259-7668

メールアドレス 083.02000@city.kawaguchi.saitama.jp